

<市長提案の議案について>

<p>角谷 敏男議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議案第106号 平成27年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)(反対)</p> <p>議案第119号 鳥取市手数料条例の一部改正について(反対)</p> <p>議案第106号鳥取市一般会計補正予算及び議案第119号鳥取市手数料条例の一部改正について、まず、マイナンバー制度に係る予算と条例です。今年春、日本年金機構から145万件の個人情報流出した以降、市民・国民の中に情報管理、個人情報保護に対する不安と疑問が一気に顕在化している。鳥取市のインターネットアンケートでは、情報システムには一定の理解があるものの、不安な点について、7割の市民が情報流出の危険性をあげ、利用分野の拡大については、4人に一人が拡大すべきでないとし、自由意見でも情報管理の徹底と安全性の確保を前提とした実施を求める声、流出の危険と利用拡大への懸念などがほとんどを占めている。制度の実施は国のレベルで実施を延期すべきであり、予算と条例制定は認められない。</p> <p>もう一点は、可燃物処理施設建設に伴い施設に発電機能を持たせる高効率発電のために、必要な工事をおこなう負担金1億7千万余りの計上である。高効率発電は、一定量の発電が必要であり、ごみの減量化のとりくみと環境保全を求める住民の願いに逆行するものである。</p> <p>また送電線の工事推進は、事実上の施設建設の着工です。新可燃物施設の工事主体は東部広域だが、鳥取市が地元自治体にもかかわらず、地元住民への説明さえもしないまま、地元合意、住民の理解を得る努力をしないのは、これまでとは説明責任が明らかに後退したもので、認められない。</p>
<p>西村 紳一郎議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議案第106号 平成27年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)(賛成)</p> <p>議案第119号 鳥取市手数料条例の一部改正について(賛成)</p> <p>議案第106号平成27年度鳥取市一般会計補正予算のうち、マイナンバー制度は、さまざまな情報の照会・転記・入力などに要している時間や労力が大幅に削減でき、行政機関の効率化が図られ、あわせて添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、市民の負担軽減となる。行政機関からのさまざまな情報サービスの提供が可能となり、これまで以上に利便性が向上する。また、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、公平・公正な社会の実現にも寄与できる。セキュリティー対策に対する万全な対策が求められる中で、総務省の指導のもとに、インターネット回線から分離し、パスワードの設定によるアクセス認証はもとより、さらにデータを暗号化し、置換させて管理する分散型管理を目指されています。このことにより、個人情報の管理が厳格化されると考えます。職員研修においても、計画的、継続的に実施することとされており、また、市民への周知・広報の取り組みは、既に9月18日より独自のコールセンターを設置し対応を開始されている。</p> <p>新たな東部広域可燃物処理施設は、平成21年度に事業取り組みが開始され、本年が6年目となり、平成22年6月定例議会でも可燃物処理施設建設に関する決議が可決され、新可燃物処理施設の早期の建設が待たれる。神谷清掃工場の稼働期限は既に経過しており、地元東郷地区と、平成29年度までの稼働延長をお願いし、合意に至っておるところであります。稼働延長期限や、建設に有利な財源である合併特例債の活用期限も迫っており、事業が先送りになれば、東部広域住民にとって大きな不利益をこうむる。計画している処理施設は環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用した高効率ごみ発電施設となっております。変電所の増強、高圧線及び鉄塔の一部増強、新施設から河原変電所までの4.3キロメートル間の送電線新設工事が必要となっている。なお、新施設に係る送電線接続に至るまでの工事期間が78カ月、6年半を要する。道路・水道等のインフラ関連も進捗する中で、新施設は循環型社会形成の推進に大きく寄与できると確信している。長い工事期間を要することもあり、先行的に取り組みされる負担金の拠出は適切と考える。</p> <p>議案第119号鳥取市手数料条例の一部改正について、マイナンバー制度の施行は本市にとっても不可避な取り組みであり、それに伴う条例の一部改正は必要である。手数料の一部改正案で提案されています通知カード500円、個人番号カード800円の再交付手数料は、総務省の示すそれぞれの原紙・ICカードの購入原価等が考慮された基準額と同額であり、この提案は適切と考える。</p>

<議員提案の議案について>

<p>勝田 鮮二議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（反対）</p> <p>昨年6月、市長が中核市移行の方針を表明され、平成26年12月26日の新庁舎位置条例の採択まで全くこの問題に触れることもなく、今年5月、マスコミ報道で、新庁舎建設費が65億6,000万円から98億4,000万円となり、1.5倍になる、33億円上回ることが大きく伝えられ、有識者委員、大学院の教授、建築士会、新庁舎特別委員会、さらに多くの市民から「費用や面積の縮減に努めるべきだ。未来はバラ色ではなく、税収減り、人口も減少する。将来も含めどのようなコスト縮減を行うのか明記しないとミスリードになる。建設費と維持管理を含めた生涯経費、いわゆるライフサイクルコストの説明が必要だ」と指摘したが、検討中で、詳細は公表されていない。あれからまだ3カ月しかたっておらず、報告は何回かあったが、議会で議論はせず、多くの市民の皆さんは理解されていない。このような状況の中、今回、決議案が提出され、近隣自治体と強く連携し山陰東部圏域の一体とあるが、保健所の位置について東部4町、若桜町、八頭町、智頭町、岩美町は、県と市で調整を進めることで了解が得られたと報告はあったが、各町民の方はよくわからない、知らないというレベルである。4町のトップは、最低でも今の県が運営しているサービスを維持し、さらに向上につなげていくよう願うと言っている。本日この段階では、まず1つに、中核市の形、中身が明確化されていない。2つ目に、歳入・歳出が明らかとなっていない。3つ目に、保健所関連機能を駅南庁舎へ入れようとしたとき、中核市移行は平成30年4月1日となっており、新庁舎完成は平成32年。新庁舎が完成しないと駅南庁舎から転移もできず、この空白2年間暫定期間の問題がはっきりしていない。4つ目に、決議の4項の保健所を駅南庁舎に入れることに関して、私たちは反対である。先ほど既存施設とはどこではないと言われたが、駅南庁舎とすれば、事業費の抑制とあるが、抑制ではなく、新庁舎の面積がふえ、建設費が1.5倍となるわけですから、かえって増加となっているのではない。5つ目は、他都市の調査・研究も必要である。2月定例会で一般質問したが、県庁所在地で中核市の権利がある市は全国で10都市あり、その50%はまだ手を挙げておらず、その理由、何か問題点があるのか、それとも必要としていないのか、さらに調査・研究すべきと考える。私たちは、市民の皆さんの立場に立ち、行政サービスの向上、さらに、市民の皆さんの暮らしを豊かにし、安心して暮らしていける鳥取市を目指し、日々努力していかななくてはならない。きちんと骨格ができ、私たちが説明責任を果たせるよう理解し、市民の皆さんに納得・理解が得られた段階で市議会で結論を出せばいいのではない。今は時期尚早であり、平成29年で十分対応できる。新庁舎、中核市、保健所、財政問題など、まだまだたくさん問題が山積している中で、私たちは市民の皆さんへ説明することはできない。「執行部と議会が一丸となって、市民にしっかり説明責任を果たし」の議会の部分の削除を要請する。市民と議員、執行部との間にかかなり温度差があることを認識いただき、反対の討論とする。</p>
<p>前田 伸一議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（賛成）</p> <p>私は、鳥取市と山陰東部圏域の持続的発展のため、中核市への移行は必要と考える。鳥取市の人口は現在19万2,000人だが、鳥取市の人口ビジョンでは、今後、少子・高齢化が進み、2040年に16万3,000人となること推計されており、また、周辺4町についても同様に人口減少が予測されている。政府は、今後の地方創生と持続的な行政サービスの提供のための連携中枢都市圏の構想を打ち出しており、山陰東部圏域での連携中枢都市圏を形成するためには、鳥取市が中核市となることが必須条件である。</p> <p>中核市移行に伴う保健所設置については、市長より、サービス低下がないように万全を期すとの答弁もあったが、私も、鳥取市が保健所業務を担うことで、圏域の住民サービスがより迅速に進むものと考えている。</p> <p>このたびの決議文は、本市が中核市となり、山陰東部圏域の拠点として市民サービスの向上と圏域全体の発展に積極的な役割を果たしていくことを強く要望するものであり、私はこの鳥取市の中核市移行の推進に関する決議に賛成する。議員各位の御賛同をお願いし、私の賛成討論とする。</p>

<p>椋田 昇一議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（反対）</p> <p>本市が中核市に移行することに反対なのかというそうではない。ではなぜ反対討論をするのか、私は中核市移行に賛成とも反対とも、現時点では判断できない。判断できる状況にないというのが正確な表現である。それにも関わらず、こうして推進決議に賛成することを迫られて来られる。そうであれば、現時点で賛成することができないので、反対を表明せざるを得ない。私は、中核市移行について熟慮中であり、ですから、中核市への移行や、それにも関連する諸政策について、先の6月議会そして今9月議会一般質問もして、私なりに勉強と検討を重ねています。これまで執行部が市民や議員に情報提供した資料や説明内容を見ると、今議会・この時点でも、中核市に移行することによる必要な組織体制や職員数、財政影響額については、今後検討し調整するというものです。つまり、これからでないと判明しない。また、市民からは、「市民サービスの向上と言われても、人生この方、保健所に一度も足を運んだことが無い。行くような用事がなかった。鳥取市内に保健所がないのなら困る人もあるのだから、現に県の保健所がある。どうして市の保健所が必要なのか分からない」と言われる方がたくさんいらっしゃいます。また、「市役所の広報をみると、抽象的な説明としては、なるほどと思うようなことばかりで、取り立てて反対することはないようにも思われる。しかし、民生行政、保健衛生、環境保全、都市計画、文教行政において市民サービスが向上すると聞いても、それが具体的にどんなことか、自分に何が関係して何が良くなるのか、具体的な説明はないし、イメージもわからない。中核市になると、何が良くなるんですか」と。関心をお持ちの方からも、こんな声を聞く。中核市移行に賛成の議員は、こうした市民の質問や疑問に、自分自身の言葉でどう答え、どのように説明をなさっているのでしょうか。行政施策の集約化や自治体経営の広域化など連携中枢都市圏にも関わるテーマについては、先の一般質問で、これまで聞けなかった市長のお考えを聞くことができ、とても有意義でした。これらが、もし鳥取市の自己完結型の課題であるならば、市長の答弁で国の疑問や懸念は解消するかもしれない。しかし実際には、財政誘導やアメとムチによる国策で、私の実質上の関与は不可避、ただちに私の疑問や懸念を解消するには至っていない。国や市長が進めていることだから賛成だとか、反対せん方がええとか、そうしたことで賛成するのでは、無責任のそりをまぬがれない。市民から選挙で選ばれた一人の議員として、自ら考え、自ら判断をし、それをもって市民に説明できるようにすること、それが議員のとるべき態度であり責務だと考えている。「執行部と議会が丸となって」と文面にある。AとBが丸となるには、A自体が丸となり、またB自体も丸となっていなければ、AとBの丸は成り立ち得ない。この決議案の提案は、現時点ですでに議員の考えが一致していると判断された上でのもののでしょうか。むしろ、丸に至っていないことを表面化させることになるとお考えにならなかったのでしょうか、それが中核市移行によってプラスになるのでしょうか、鳥取市のためになることなののでしょうか。決議は、条例や予算と違って必ず必要というものではない。そして法的拘束力があるものでもない。私のように最終的に反対と結論付けていない者にまで、反対を言わせるようなこのやり方は、賢明な方法とは思えない。今日の討論は、これをもって「議員諸氏のご賛同をお願いします」とは、あえて申し上げません。ひとり一人がしっかりと思考し、賛成であれ、反対であれ、自分の評決について責任をもち、自らの言葉で市民に説明できる、そうした評決をされるよう議員のみなさんに訴え、討論とする。</p>
<p>下村 佳弘議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（賛成）</p> <p>本市は古くから山陰東部圏域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきた。明治22年に市制を施行し、平成27年10月1日に126周年を迎える。明治期の当時、県が市制施行に反対の方針を固める中、地元発展のためには、山陰東部の中心都市としての明確な位置づけ、すなわち市制への移行が必要不可欠であるとの市民の強い願いと粘り強い運動により、本市は市制の施行を勝ち取ることができた。先人の取り組みが、県都として今日まで発展を続けてきた本市の基礎となったのであり、改めて鳥取市民の先見性に敬意と感謝の意を表するものである。その後、本市は平成16年の合併を経て、平成17年10月、山陰地方初の特例市へ移行した。そして、地方自治法の改正により特例市が廃止されたが、特例措置として、その要件である人口20万人を切っているにもかかわらず中核市へ移行することができるようになった。そういった中、全国では人口減少や地方の衰退が大きな問題となっており、地方創生に向けた取り組みが進められている。中核市移行により民生、保健衛生、環境保全など、市民生活に身近な多くの権限が県から市へ移譲される。これらの権限を活用して、市民の健康づくりや子育て世代の支援の充実、安全な生活環境の保全など、市民生活の向上を図っていくことが可能となる。また、近隣の自治体と連携中枢都市圏を形成し、連携して圏域の活性化にも取り組むことができるようになる。このように、市民に身近な基礎自治体である市が自立性を高め、行政サービスの維持向上を図るとともに、近隣の自治体が連携して圏域の発展に取り組むことが、真の地方創生につながるものとする。西日本の日本海側で中核市の要件を満たすのは、福井市、そして本市と松江市だけであり、松江市は現在、本市と同じ平成30年4月1日の中核市移行を目指して取り組みを進めている。近年、本市は鳥取自動車道の開通、鳥取西道路の建設などインフラの整備が進み、社会基盤が整いつつある。あわせて、企業誘致の進展など、産業基盤の充実にも期待が高まっています。このような中、本市が中核市にならなければ、本市はもとより山陰東部圏域は拠点性を失い、こうしたインフラの整備や企業誘致にもおくれが生じることになるなど、本市が中核市に移行しない場合のデメリットははかり知れない。特に、現在人口20万人を下回る本市が中核市に移行できるのは、旧特例市に認められた特例措置が適用される平成32年度までの5年間であり、待ったなしの取り組みであり、本市の中核市移行は決して避けてはならない選択である。今、中核市移行に取り組むことは、本市の未来を築いていくために大変重要であり、かつて市制施行に取り組んだ先人がそうであったように、今しっかりと山陰東部圏域全体の発展に向けた基盤をつくって、将来の世代に引き継いでいくことが、今の時代に生きる我々の責任であるとする。そのためにも、本議会は執行部に対するチェック機能を十分に果たしながら、本市の進むべき方向をしっかりと市民の皆様へ伝え、正しい理解を求めながら、一緒になってこの取り組みを進めていかなければならないと考える。以上申し述べ、本議案に対する賛成討論とする。</p>

<p>太田 縁議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（反対）</p> <p>平成6年、地方自治法の改正により、中核市制度、広域連合制度が生まれた。平成11年の改正により特例市制度が設けられ、26年の改正により中核市の人口要件が30万から20万以上に緩和され、27年には特例市制度が廃止された。中核市の人口要件が、鳥取市のように施行時特例市を対象とした経過措置として、改正法施行5年に限り、人口20万未満になったとしても中核市に移行できるとされた。このため、本市も対象となった。本市は特例市の中でも推計人口の最も少ない市である。本市は平成17年、特例市となり、現在、通常の市より多くの権限を国や県から移譲されていることを市民はどう感じているのだろうか。特例市に移譲される事務、例えば都市計画に関して例を挙げると、開発許可等があります。環境保全に関しては環境汚染施設設置の届けの受理などがある。開発許可や汚染処理はまちづくりの根幹にかかわる重大な決定経過である。乱脈な開発や環境汚染は、一たび行われると、そう簡単にはもとには戻らない。このような重大な権限を特例市は移譲されている。このことを御存じでしょうか。中核市を議論する前に、特例市であるよしあしをまずは検証したでしょうか。中核市移行のメリット、デメリットを詳しく具体的に検討した資料の提示がない現段階で、移行を前提とした取り組みのみを求めるべきではない。もっと議論を重ねてから結論を出しても遅くはない。さて、地方自治の基本は市民が主体となることであり、提案内容に市民への周知ということのみが述べられているが、周知だけでは市民の主体性を無視したことにはなりはしないか。市民が確実な根拠に基づいてさまざまな意見を交わし、市民が互いに納得し、考え、収れんするという討論過程が必要ではないでしょうか。議会内においても同じであると考えている。地方創生も課題ですが、中核市移行がそれにつながる場合、つながらない場合もあるのではないのでしょうか。行政サービスの持続的な提供、各種産業の活性化の取り組みの強化を唱えています、具体的な根拠が市から示されていない。本市が策定する人口ビジョン、総合戦略の根拠はどこにあるのでしょうか。交付税の算出根拠の多くは人口を根拠としている。人口減少は直接的に市税を圧迫する可能性も高い。人口の減少が加速することも、産業が一層の低迷をすることも否定はできない。さて、中核市は保健所を設置して保健衛生行政を担当するとされている。提案では保健所の施設設置や健康増進について述べられているが、保健所機能は市民の衛生、健康、安全を守るための施設である。そのため、保健所の立地については安全性が重要であり、さらには、災害時における要支援住民のための避難計画の立案が厚生労働省から求められる。このことについて十分検討したでしょうか。さて、台風18号により鬼怒川の堤防が決壊した。本市のハザードマップは浸水域を示しているが、河川の決壊する危険箇所がどこなのか、決壊・流越によってどこにどのように浸水域が生まれるのかということを示していない。これでは鬼怒川と同じ結果を生むこととなります。住民は避難ルートを選べない。市は市民を安全な方向に導けず、当面要請されている要支援者住民の避難誘導計画も立案できない。このように、本市は市民の衛生、健康、安全を守るため、膨大な準備作業が必要である。各地の災害状況を勘案しても、現段階での関連した防災計画の検討は不十分である。そのような基本条件整備を行うことなしに中核市移行推進を決めることは危険だと考える。現段階においては本市の中核市推進に関する決議に対する提案について、反対討論とする。</p>
<p>角谷 敏男議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議員提出議案第13号 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について（反対）</p> <p>まず、なぜいま議会として決議をする必要があるのかという強い疑問がある。</p> <p>市長が中核市移行を表明して1年数ヶ月を経過し、鳥取県との協議が終わったばかりで事務事業の規模と分担が明らかになったが、具体的に移譲する事務事業が市民にとってどんなもので、それは委託か直営か、どのような専門的な職員がどの程度配置され体制の確保はどうなのか、さらに人件費などの必要な経費と財源の見通しはどうなるのかなど、いまの時点でまだ見えたものはない。</p> <p>先日、この本会議で議論は確かにあったが、中核市移行を直接所管する総務企画委員会では、課題の整理や論点の整理も全くなされていません。今日まで委員会の中心は当局の説明に対する質疑であり、移行促進の決議をおこなえば、議論や審査を十分尽くさないなど、議会の役割と市民への説明責任をしっかりと果たせるのか、強く懸念する。</p> <p>まだ中核市移行に必要な議会議決のための議案そのものはありません。中核市移行に関する審議・審査はこれからであり、まさに私たち議員、議会の資質向上が問われている。決議は市民にとって大きな出来事であった合併の検証もしないまま、また中核市移行による市民サービス向上が具体的に明らかにされていないまま、また広域的な連携中枢都市圏における行政と市民サービスとの関係も不明である。いま、このような状況のもとで議会が果たすべきことは、十分な委員会審査と議会全体の議論をすすめていくことである。</p>

<p>椋田 昇一議員</p>	<p>議員提出議案第11号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について（賛成）</p>
<p>（討論の要旨）</p>	<p>本議案は、市政の基本となる「総合計画」の策定に関わる重要な案件で留意しておくべきことがある。</p> <p>1つは、そもそも「総合計画とは何か」ということ、そして、本市の場合、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで総合計画は構成されているということ。</p> <p>2つ目に、「総合計画」は何を根拠法令にし、どういう方法で策定されるのかということである。平成23年・地方自治法の改正によって、総合計画を策定するかどうか、それ自体が地方自治体の判断に委ねられた。これは地方分権改革の一環であり、総合計画を策定する場合は、議会の議決を経た計画にするのか、それとも市町村長が任意に策定する計画にするのかが問われています。</p> <p>では鳥取市議会は、この件にどう臨んできたのか。私たち現議員は、昨年11月に行われた市議会議員選挙によって改選されましたが、市議会議長から諮問され議会改革検討委員会で検討されることとなった8つの事項は、改選前の議会改革検討からの事項を引き継いでおり、その1つが「議決事件の範囲の拡大」であった。本議案のもとになった議会改革検討委員会の提言は、「議決事件の範囲の拡大について検討した結果、総合計画の基本構想の部分について『議会の議決すべき事件に関する条例』の議決すべき事件とする結論に至りました。」としている。そして、「その検討過程において、総合計画を構成する基本計画についても議決事件とすべきか議論されましたが、委員の意見が大きく2つに分かれたため、当委員会で意見を取りまとめることができませんでした」としている。基本計画も議決事件とすべきという意見は、「総合計画を構成する基本構想と基本計画はセットのものである」とするのが主な理由であり、全国市議会議長会が行ったアンケート結果でも、基本構想と基本計画をともに議決事件とする市議会が増えてきている。しかもその場合は、市長ではなくて議会が主導して進めているのが特徴です。一方、基本計画を議決事件としないという意見は、「基本計画を議決事件とすると、基本計画に変更や追加をする必要が生じた場合、その都度議決が必要となるため、市政が停滞する恐れがある」とするのが主な理由で、執行部の意向も「基本構想の部分についてのみ、議会の議決を得たい」というものであった。しかし、9次総合計画期間中に、変更や追加をしたことは1つもなく、「変更や追加」が生じることがあった場合でも、それに適切に対応する議会に変わることが、私たちに問われている議会改革の1つではないでしょうか。本市が自らの意思によって「総合計画を策定する」ということ。また、最上位計画と位置付けられる総合計画の策定は、市長・議会・市民の総意によって策定すべきものということ。そういう意味において、本市は議会の議決によって「基本構想」を策定するとする本議案に私は賛成し、その上で、議員のみなさんに訴えたいと思う。「総合計画の基本構想」を議会の議決によって策定するというのは、議会提案議員提案による方法だけではなくて、市長提案でも可能なものであり、本市は、先ほど説明した議会改革の取り組み経過から、議会からの提案によって実施しようというものだった。これを第一歩として、今後に向けて、いくつかの提案をしておきたい。「議決事件の範囲の拡大」は、総合計画の策定にとどまらず、重要な基本計画にも広げるなど、先進自治体の先行事例があります。まだまだこの検討をするよう、呼びかけたい。鳥取市自治基本条例は、第15条に「市長は、総合計画を策定する」ことを謳っており、自治基本条例に「総合計画は議会の議決を経て策定する」と定める方法もある。そして、総合計画を市民参画と協働で作成する具体的な方法などについて、条例に規定することもできる。また、議会議決によって本市の最上位となる計画を作成するのなら、議会の憲法とも言われる「議会基本条例」に規定することも考えなければならない。議長からの諮問事項にはなくても、議会改革検討委員会が必要と認めたものについては、議長に提言する方向も出されている。やるべきこと、できることは、いろいろある。すべての前提は、私たち議員が、議会改革の必要性を認識し、その熱意をどれだけもっているか、それに尽きると思う。市民に見える形で、議会改革を積極的に推進しましょう。私は、今回の「議決事件の範囲」に「総合計画の基本計画」を入れるべきだと考えていただけに、その点では残念ではある。しかし、議会改革というテーマ、その具体的な改革事項を、多数決で決めないという今のやり方には、賛意を表明する。議会改革は、議会のルールやあり方、運営の基本に関わるもので、一致点を見出す努力の中で実現していくべきものと考えている。しかしそれには、2つのことが必要だと考える。1つは、議題に賛成であれ、反対であれ、その論拠を明確に示し、議論を重ね接点を見出していく。そして、その議論の内容とプロセスを市民にオープンにすることで、市民の評価を受けることが必要である。</p> <p>もう1つの、議会改革の課題は、議員全員の意見集約を図って進めていくことです。私たち議員は、選挙において、所属会派で投票されたのではなく、一人一人の立候補者に投票していただき、議員となった。議会改革や議会広報など議会のあり方に関わることを協議する場には、議員であれば誰でも意見表明や提言の機会があるのはもちろんのこと、全議員の意見集約を図る方法を見出すことである。</p> <p>本議案を議決することが、より良い総合計画の策定につながることを、そして、これからの議会改革につながることを期待して、賛成討論とする。</p>

<市長提案の議案について>

<p>伊藤 幾子議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議案第113号 平成26年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について (反対)</p> <p>議案第114号 平成26年度鳥取市水道事業決算認定について (反対)</p> <p>議案第114号平成26年度平成26年度は、消費税率8%の増税で始まった。生活必需品の値上げ、年金の引き下げ、生活保護費の削減等で市民の暮らしは圧迫される中、市の施設等の使用料や水道料金にも消費税増税分が転嫁されており、認められない。</p> <p>次に、海上自衛隊分遣隊誘致研究事業費について、まず、昨年7月1日に集团的自衛権の行使容認の閣議決定がされ、安倍内閣と自民・公明両党が安保法制を今国会で押し通す構えでいた中で提案され執行された予算であった。従来、戦間地域に行ってはならないという歯どめを外す安保法制には、多くの国民が危機感を持ち、不安を抱いているにもかかわらず、そのような状況のもとでもそもそも提案すること自体、あり得ない。情勢をきちんと踏まえるべきだったと思う。決算審査特別委員会で岩永議員が討論で述べたように、今年度に繰り越されている予算の執行はやめるべきである。</p> <p>最後に、市庁舎整備について、昨年12月定例会で、市役所の位置を定める条例、いわゆる位置条例が可決され、市庁舎の場所は旧市立病院跡地となった。でも、この位置条例は昨年9月定例会で否決されており、それが再び12月定例会に提案されたことは、市民にとっては何とも理解しがたいことであった。現在、新築移転に向けての作業が進められていますが、住民投票したのになぜこういうことになるのかといった市民の疑問はまだ消えてはいません。市がやるべきことは、住民投票の投票結果に基づき、耐震改修を基本とする作業に取り組むことで、その姿勢がないままの26年度の事業執行であり、認めることはできません。</p>
<p>岡田 信俊議員</p> <p>(討論の要旨)</p>	<p>議案第113号 平成26年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について (賛成)</p> <p>議案第114号 平成26年度鳥取市水道事業決算認定について (賛成)</p> <p>最初に、議案第113号について、その中の市庁舎整備推進事業費及び市庁舎整備事業費について申し上げます。</p> <p>防災の最たる拠点である新本庁舎の建設は急がれる課題であり、着実に前進させていかなければなりません。執行部におかれましては、平成26年5月以降、積極的に出前説明会を実施されるとともに、漫画型パンフレットの作成による広報を行われるなどして、市民の皆さんへ本市の考え方を伝え、理解していただくよう丁寧な説明に努められた。これらの取り組みは、市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新本庁舎の速やかなる建設につながるもので、評価できるものである。</p> <p>次に、海上自衛隊分遣隊誘致研究事業費について、自衛隊の主たる任務は我が国の平和と独立を守ることでありますが、国内における自然災害の発生時に、地方公共団体などと連携・協力し、さまざまな災害派遣の活動を実施します。災害時において、自治体にとっても住民の皆さんにとっても本当に心強い存在です。正しい知識・情報を得てしっかりと誘致の可能性について調査・研究するために執行されたものである。</p> <p>最後に、議案第114号水道事業決算認定について、水道事業においても、料金に消費税を課すことは地方公営企業である水道事業の健全な経営を図る上で当然必要である。</p>